



お知らせ

経済的理由で修学が困難な学生へ
奨学金貸付制度

市では、向学心に富み有能な素質を有する学生および生徒で、経済的理由により修学が困難な人に奨学金の貸付を行なっています。

▼条件

- ・奨学生の保護者が合志市民であること
- ・大学、高等専門学校、高等学校および専門学校に在学中であること
- ・経済的理由で学費の支払いが困難であること
- ・日本学生支援機構、その他（地方公共団体・公益法人・学校法人など）の奨学金の貸付を受けていないこと

▼貸付期間

奨学生が在学する学校を卒業するまで。

▼申請手続

次の書類を4月1日(月)～30日(火)までに学校教育課へ提出してください。

区分	【大学の学生・専門学校生】		【高等学校の生徒】	
	高等専門学校の第4学年以上の学年に在学する学生を含む		高等専門学校の第3学年以下の学年に在学する学生を含む	
	国公立	私立	国公立	私立
金額	月額 23,000円	月額 30,000円	月額 20,000円	月額 23,000円

※申請希望者は、個別に制度のことや書類の書き方について説明しますので、学校教育課にお越しください。

【提出書類】

奨学金申請書、奨学生推薦書、保証書(連帯保証人2人)、家族調書、家族全員の住民票・世帯主・統柄の記載のあるもの、家族全員の所得証明書、在学証明書

▼貸付金額

▼問い合わせ先
学校教育課 総務施設班
(西合志庁舎)
☎(242)1112

第2回合志市内中小企業等
新入社員合同研修会

市と市商工会の共催により、市内の中小企業などの新規採用社員を対象とした研修会を開催します。

▼とき

4月18日(木) 午前10時～

▼ところ

グイーブル2階研修室

▼対象

市内に事業所を有する中小企業などの採用後1年未満の社員(※ビジネスマナー講習会は採用後、1年以上の人も参加可能です。)

▼内容

社会情勢などの講義
ビジネスマナー講習会

▼参加費 無料

▼申込期限

4月5日(金)までに申込書を提出してください。

▼申し込み・問い合わせ先

商工振興課(合志庁舎)
☎(248)1115
市商工会
☎(242)0733

ハンセン病啓発パネル展

5月11日(土)、12日(日)にハンセン病市民学会 熊本集会が開催されます。

そのプレ企画として、ハンセン病療養所の入所者の人たちが、いわれなき差別と偏見に立ち向かった歴史をふりかえるパネル展が開催されます。

ハンセン病の問題の本質に触れるまたない機会です。

ご来場をお待ちしています。

▼とき

3月16日(土)～24日(日)

▼ところ

グイーブル展示ギャラリー

▼問い合わせ先

菊池恵楓園入所者自治会
☎(248)5342

合志中学校吹奏楽部
第18回定期演奏会

▼とき

3月24日(日)

▼開場

午後1時

開演 午後1時30分

▼ところ

グイーブル

▼入場料 無料

▼問い合わせ先

合志中学校吹奏楽部 遠嶋
☎(248)0006

コミュニティバスのマイ時刻表を作ります

マイ時刻表とは、いつも乗り降りする停留所の発車時間を記載した自分専用の時刻表です。

「いつも利用する区間、時間帯は決まっているのに、ガイドマップは大きすぎて持ち歩くのが不便」と感じている人も多いことでしょう。あなた専用のマイ時刻表を作成しお送りします。ご希望の人は、企画課まで電話でお申し込みください。なお、マイ時刻表の大きさは、ハガキサイズです。

マイ時刻表(様式)は市ホームページに掲載しています。自分でもマイ時刻表が作れます。

※コミュニティバスとは、市が運行しているレターバス、循環バス、乗り合いタクシーのことです。

問い合わせ先 企画課 政策企画班 (合志庁舎) ☎ 248-1813

(みずき台 ～ ゆめタウン光の森)
マイ時刻表

行き

バス名	レターバス(左回り)	
のりどころ	みずき台	11:39
おりどころ	ゆめタウン光の森	12:01

(のりかえ)

バス名		
のりどころ		
おりどころ		

帰り

バス名	レターバス(右回り)	
のりどころ	ゆめタウン光の森	15:53
おりどころ	みずき台	16:20

(のりかえ)

バス名		
のりどころ		
おりどころ		

(平成24年7月1日改訂時刻表)

国民年金
こんなときには届出を

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。届出は加入する時だけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。もし、届出されなかった場合、年金額が少なくなったり、受け取れなくなったりする場合がありますので、必ず届出をしましょう。届出には、年金手帳と印かんが必要です。

届出が必要なとき	異動の内容
20歳になったとき (厚生年金や共済組合加入者を除く)	第1号被保険者となります。
退職したとき (厚生年金や共済組合加入者の場合)	第2号被保険者から第1号被保険者になります。(第3号被保険者に該当する場合を除く)
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済組合を辞めたとき	第3号被保険者から第1号被保険者へ種別変更になります。

健康づくりカレンダーについて

乳幼児健診日程や個別予防接種実施医療機関を掲載した、健康づくりカレンダーを各庁舎・支所にて配布します。必要な人はお取りください。

▼配布開始日

3月21日(木)～

※4月以降は、市ホームページからダウンロードできます。

▼問い合わせ先

健康づくり推進課
健康推進班(西合志庁舎)
☎(242)1183

▼第1号被保険者
自営業者、学生、フリーター、無職の人など

▼第2号被保険者

厚生年金や共済組合に加入している会社員、公務員

▼第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者

▼問い合わせ先

健康づくり推進課
国民年金班(西合志庁舎)
☎(242)1183
熊本西年金事務所
☎(355)3261